1　登録番号　第20136号
2　登録年月日　平成22年12月15日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　プレリメ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　Breier Haim Ilan　BNEI ZION 60910 ISRAEL

1　登録番号　第20137号
2　登録年月日　平成22年12月15日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　プレレモ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　Breier Haim Ilan　BNEI ZION 60910 ISRAEL

1　登録番号　第20140号
2　登録年月日　平成22年12月15日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　プレパープ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　Breier Haim Ilan　BNEI ZION 60910 ISRAEL

1　登録番号　第20141号
2　登録年月日　平成22年12月15日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　プレシキ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　Breier Haim Ilan　BNEI ZION 60910 ISRAEL

1　登録番号　第20144号
2　登録年月日　平成22年12月15日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus L.
4　登録品種の名称　コプチソネライム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　株式会社ミヨシ　東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号

1　登録番号　第20146号
2　登録年月日　平成22年12月15日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus L.
4　登録品種の名称　コプチソネプリティ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　株式会社ミヨシ　東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号

1　登録番号　第20147号
2　登録年月日　平成22年12月15日
3　農林水産植物の種類
　Dianthus L.
4　登録品種の名称　コプチソネラブ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　株式会社ミヨシ　東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号

○国土交通省告示第八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十九年建設省告示第五百八十二号で指定した同号一七に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町宮谷

字奥　一番
　二番一及び二番二
　三番及び四番
　四番一
　五番及び六番
　七番一から七番三まで
字真谷　二九五番から二九七番まで
字本谷　二九九番一及び二九九番二
　三〇〇番
字細谷　三〇一番
　三〇一番一及び三〇一番二
　三〇二番から三〇六番まで
　三〇七番二及び三〇七番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和四十九年建設省告示第五百八十二号で指定した同号一七に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町宮谷

字奥　八番三　一号
字真谷　二九八番　二号
　二九七番　三号
字細谷　三〇三番　四号
　三〇七番三　五号
　三〇七番一　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小別府谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県八頭郡八頭町小別府字アコフ谷
　六四二番から六四四番まで
　六四六番及び六四七番
　六四九番から六五一番まで
　六五四番から六五七番まで
　六五九番
　六五九番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町小別府字アコフ谷
　六六二番地先水路敷　一号及び八号
　六六二番地先白地　二号
　六六〇番　三号
　六五九番　四号
　六四〇番　五号から七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県八頭郡八頭町用呂字家平山
　一三九〇番から一三九五番まで
　一三九九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町用呂　一三〇六番　一号及び十号
字五反田　一三〇七番　二号
字家平山　一三七九番　三号
　一三八五番　四号
　一三九〇番　五号
　一三九四番　六号及び七号
　一三七七番二　八号
字家平　一二八八番　九号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺林山

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

鳥取県西伯郡南部町倭
字寺林山　四七番一及び四七番二
　四八番一及び四八番二
字才ノ木山　四九番　四号
　五号
標柱四号から七度二八分二一秒
　八五・五六八メートルの地点
標柱五号から三七度五一分六秒
　三二二・〇四二メートルの地点　六号
標柱六号から三三〇度三七分二八秒
　五〇・一七二メートルの地点　七号
標柱七号から二四五度三八分一三秒
　七一・六四二メートルの地点　八号
標柱八号から二一六度一八分二五秒
　二一〇・九〇五メートルの地点　九号
標柱九号から二一八度四五分四一秒
　八三・八一四メートルの地点　十号
標柱十号から一九四度九分一秒
　六三・六八二メートルの地点　十一号
標柱十一号から二〇一度〇分四八秒
　七二・一二八メートルの地点　十二号
標柱十二号から二六〇度五三分五八秒
　五八・九八九メートルの地点　十三号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下用呂谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県八頭郡八頭町用呂字家平山
　一三九〇番から一三九五番まで
　一三九九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町用呂　一三〇六番　一号及び十号
字五反田　一三〇七番　二号
字家平山　一三七九番　三号
　一三八五番　四号
　一三九〇番　五号
　一三九四番　六号及び七号
　一三七七番二　八号
字家平　一二八八番　九号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺林山

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

鳥取県西伯郡南部町倭
字寺林山　四七番一及び四七番二
　四八番一及び四八番二
字才ノ木山　四九番　四号